



10月から マイナンバー制度 がスタートします

10月から、住民票の住所へマイナンバー(個人番号)通知カードを送付します

住所地以外の場所にお住まいの方は

送付先(居所情報)の登録 が必要です

申請書の提出期限

9月25日(金)
必着

申請が必要な方

- 東日本大震災の被災者で、住所地以外の居所に避難されている方
- ドメスティック・バイオレンス、児童虐待等の被害者で住所地以外の場所にお住まいの方
- ひとり暮らしで、医療機関や施設等に入院・入所している方
- その他やむを得ない理由により、住所地において通知カードの送付を受けることができない方

送付先(居所情報)登録の方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」に必要事項を記入し、下記の必要書類を添えて、役場企画財政課に直接または郵送にて提出してください。

※申請書は、役場町民課及び各支所の窓口でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

＜添付書類＞※コピーをご提出ください。

- ①対象者の本人が確認できる書類
- ②居所に居住することを証明する書類
- ③代理権を証明する書類
- ④代理人の本人確認書類

※③、④は代理人が申請する場合のみ

問合せ 企画財政課(〒311-4391 城里町石塚1428-25)
☎029-288-3111(内線238) ㊚ <http://www.town.shirosato.lg.jp/>

城里町まち・ひと・しごと 創生本部を設置しました

本町における少子高齢化の進展及び急速な人口減少に対応し、持続可能な発展と活力ある地域づくりのための施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「城里町人口ビジョン」及び「城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これを推進するため、「城里町まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。

問合せ 企画財政課
☎029-288-3111(内線239)

組織名称 城里町まち・ひと・しごと創生本部

設置日 7月6日(月)
※同日に第1回会議を開催

組織体制

本部長：町長 副本部長：副町長
本部員：教育長及び全ての課・局長

検討事項

- ・まち・ひと・しごと創生の取組について
- ・今後の町の取組について
- ・城里町の人口動向について
- ・今後のスケジュールについて

※第1回会議では、第2次城里町総合計画の策定と並行して進めていくことを確認しました。